
【司会（廣上）】

それでは、初めに席上に配付しました資料を簡単に御説明いたします。

お手元に、「第6回法整備支援連絡会資料」と題した綴りをお配りしておりますので、御覧ください。本連絡会において御講演、御報告していただく方からあらかじめレジュメをお出しいただいておりますので、それらを、「1 講演レジュメ」に取りまとめております。それぞれの御講演等の際に御参照ください。

ベトナム最高人民裁判所のフォン副長官からいただいたレジュメは、原語のベトナム語から日本語に仮訳したものをお配りしております。この仮訳には、本日の通訳をお願いしている大貫錦さんの御協力をいただきました。また、「2 資料、(1) ベトナム民事訴訟法（仮訳）」につきましては、全文を仮訳したものでございます。日本とベトナムの間での用語や概念の相違から、見なれない文言があるかもしれませんが、御理解願いたいと思います。そのほか、「2 資料、(2)」は、皆様から御回答いただいた調査票の結果です。「3」は、法整備支援活動年表の最新版でございます。

以上で配付資料の説明は終わります、引き続きまして、御講演をいただきたいと思っております。

講 演

「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」

ダン・クアン・フォン ベトナム最高人民裁判所副長官

【司会（廣上）】 まず初めは、ベトナム最高人民裁判所副長官のダン・クアン・フォン氏を御紹介したいと思います。

フォン副長官は、以前にも日本にお越しになっておられますので、御存じの方もおられると思いますが、2001年から現職のベトナム最高人民裁判所副長官をしておられます。また、昨年6月に成立しましたベトナム民事訴訟法の起草委員会の委員長をしておられました。本日は、「ベトナム民事訴訟法の制定と施行におけるベトナム最高人民裁判所の役割」という

演題で御講演をいただきます。通訳を担当いたしますのは、先ほどお名前をお出しした大貫さんでございます。併せて御紹介いたします。

なお、あらかじめお知らせいたしますが、フォン副長官の御講演に関する皆様からの御質問は、お配りしておりますプログラムでは15時45分から予定しております質疑応答の時間をお願いしたいと思います。

それでは、フォン副長官、お願いいたします。

【フォン】 皆様こんにちは。私たちは、本日、再来日することができてとてもうれしく思います。



来日したときの立場は、研修員でした。確かに、その中で、役職としてはベトナム最高人民裁判所副長官として来たこともありましたが、前回、前々回などの来日の目的は、日本の法律の制定の経験などを研究するためでした。今までの来日した経験の中で、日本の各関係機関、JICA 並びに法務総合研究所の皆様、また、日本の専門家の皆様の御協力によって、いろいろなところへ案内していただきました。

今回、法務総合研究所の招へいを受けまして、私は別の使命を受けて来日することになりました。まず、皆様と我々ベトナムとの間の協力の成果品の報告をさせていただきます。その成果品は、昨年6月15日にベトナム国会において成立した民事訴訟法と破産法の2つの法典です。破産法に関しては昨年7月10日から、そして民事訴訟法に関しては今年の1月1日から効力を持つようになりました。この場をお借りしまして、関係機関の皆様、まず JICA の皆様、法務総合研究所の皆様、そして日本の専門家の皆様に対して、我々の2つの法典の制定のために、研究会、ワークショップ、セミナーなどを開催して御支援いただきまして、心から感謝したいと思っております。

皆様御承知のとおり、ベトナムの民事訴訟法は、ベトナムの法律体系の中でも誠に大きな法典の1つでもあり、また、ベトナムの社会生活においても、かなり大きな位置付けをされております。この中で、民事訴訟の基本的な原則及び訴訟の手續、手順などの規定が設けられております。そのほか、婚姻・家事、労働、営業・取引など裁判所の管轄についての諸規定も設けられています。その民事事件及び非訟事件は、民事訴訟法が制定される以前には、それぞれ3つほどの個別の民事の国会令の中に定められていました。それは、それぞれ民事事件、経済事件、労働事件を解決することに関する国会令でありました。

そのほか、外国仲裁判断の承認及び執行に関する国会令と外国民事判決及び決定の承認及び執行に関する国会令も挙げられます。ベトナム国会が民事訴訟法案の草案を通過させたことは、この法典の制定のプロセスの全体に終止符を打つこととなります。これは、集団の知恵の結集、結束された1つの成果品だと言えらると思います。

ベトナム最高人民裁判所は、ベトナム国会によって、この法典の制定の主たる責任者と任命されていますが、世界各国、国際機関の支援及び各専門家の支援がなければ、おそらく制定する時期がもっと遅れることになったと思います。

皆様のお手元にあるレジュメの中に、この民事訴訟法を制定する目的などが詳しく書いてあります。2つの大きな目的がありますが、どちらにしても、目前の目的、つまり、今のベトナムの要請にこたえるような目的と、もう一つは、民事訴訟法の持続的な発展のための目的とを組み合わせ、更に国際化の潮流にも合うような目的に合致しなければなりません。このような諸目的が挙げられていまして、この民事訴訟法を編さんする段階では、ベトナムの国内外の専門家ともこの原則を貫徹するようにして編さんしてきました。

ベトナムの民事訴訟法及び破産法の制定をする過程においては、国際機関として非常に友好的に御支援、御協力いただいたのは、やはり日本の JICA が挙げられると思います。そして、この JICA の法整備支援プロジェクトを実施し、その中身を展開して非常に効率的に成果が上げられたのは、やはり日本の法務省の法務総合研究所が挙げられると思います。その中で、私たちが具体的にいろいろな経験を研究するために、いろいろなセミナー、ワークショップが開催されることができたのは、法務総合研究所国際協力部が具体的に、また、直接的に御支援してくださったからです。その他の方々も挙げられると思いますが、日本の最高裁判所、最高検察庁、そのほか大学関係、そして日本の専門家の皆さんが非常に積極的にかつ率直にいろいろな意見を出して貢献していただいております。

皆様との意見交換などは、いろいろな形でいろいろな方と行われてきました。例えば、ベトナムのハノイ市に、日本の経験豊かな専門家が来られてセミナーが開かれたりすることもありました。そのほか、ベトナムからの研修団が日本を訪問して、日本の大学、日本の各関係機関で行った研究なども挙げられます。そのほか、オンライン会議なども利用されてきました。

私にとって非常にいい思い出の1つは、ちょうどこの民事訴訟法がベトナムの国会によって審議されている最中に、JICA のオンラインで国際テレビ会議のシステムを利用して、日本の民事訴訟法の第一人者である専門家と我々が、国会が最も関心を示している事項などを協議した経験です。

本当に、今までのお互いの、また、皆様の協力によって結実したのが、ここにいる私たちの成果品であって、その成果品というのは、ベトナム国会によって成立した民事訴訟法になるのです。

ベトナムの民事訴訟法は、9部に分けられて、その中に36章、そして418条からなっています。皆様のお手元には、ベトナム民事訴訟法の日本語訳版が多分ございますが、これから、この民事訴訟法を制定する過程で幾つかの課題及び国会で最も審議が多くされていた部分について、概略説明をさせていただきたいと思います。

まず、この民事訴訟法の規定範囲ですが、起草している過程では、幾つかの事件の類型を民事訴訟法に組み入れるかどうかという課題がありましたが、まず、選挙人名簿に関する不服申立て、2つ目としては戸籍登録機関の不当行為に対する不服申立て、3番目としては、ストライキが合法的であるか非合法的であるかを審判することでした。今の3種類の事件は、民事訴訟法ができる以前の国会令の2つ、つまり、民事事件処理の国会令と労働紛争処理の国会令の中にもそういう規定が入っておりました。この部分に関しては、ベトナム国内外の

専門家からいろいろな意見を頂戴いたしました。

皆様に報告させていただきますと、1996年には行政事件処理に関する国会令も制定されて、その国会令によって、裁判所には、国民が行政機関及び公務員に対して行う不服申立ての事件を解決する役割も任せられるようになりました。しかし、あくまでも試験的にとどまって、幾つかの種類の事件を扱うにすぎなかったのです。今回、国会の民事訴訟法制定の過程の中で、この行政訴訟の部分の改正に関するのですが、裁判所の権限をより拡大し、民事訴訟法によって裁判所の管轄権を広げられるようになりました。最終的には、国会としては、選挙人名簿と戸籍登録機関に対する申立事件の処理については、民事訴訟法ではなく、行政訴訟の国会令の規定に設けるように決めました。

また、ストライキに関しても、この種の事案の特殊性を踏まえて、国会としては今後、国会の常任委員会によって、ストライキが合法的であるか非合法的であるかどうかを審査することに関する国会令の中で決めることになりました。

2つ目の課題としては、事件における関係当事者の権利と義務の部分ですが、その中の1つ目の課題としては、関係当事者が自らの合法的な権利と利益を擁護するために裁判所に対して申し立てるほかに、この権利と利益を侵害された者以外の人でもそれを申し立てることができるかどうかでありました。これは、かなり大きな問題として、検察院の役割、つまり検察院は民事事件を立件することが認められるかどうかという観点です。御承知のとおり、民事訴訟法ができる以前の国会令の精神の中では、検察院としては幾つかの種類の事件、例えば民事事件、婚姻事件、労働事件を立件する、起訴するという権限を有していました。

また、2000年に成立したベトナムの検察院法の中には、検察院はすべての事件に参加する権限があると規定されています。民事事件、労働事件、婚姻・家事事件の公判期日の100パーセントに、検察院が参加しなければなりません。この問題は、国会でかなり議論され、賛否いずれの立場も、他方の側を説得するために、いろいろな主張、いろいろな議論を行ってきました。

最終的な結論として、国会を通過した民事訴訟法では、検察院としては民事事件を立件する権限がなくなりました。私としては、たぶん皆さんは今の民事訴訟法の規定に対して賛同してくれると信じています。これは国際化にも合致していると思います。検察院としては、幾つかの民事事件に参加するまでにとどまることになりました。また、それでも、通常は、参加するには当事者の申立てがある場合に限られることになりました。

もう1つの問題としては、その他の国家機関や組織も訴えを提起する権限があるかどうかでした。例えば、婦人、子供に関する機関や組織は、婦人とか子供の利益を守るために事件を提訴する権限を持つようになりました。また、労働組合も、労働者の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。また、国家機関、行政機関として、自分の任務・役割の範囲内で国の利益を擁護するために、幾つかの事件を提訴する権限も持つようになりました。

2つ目の課題、当事者に関する部分では、いわゆる当事者の自己決定権に関するところですが、民事事件に関する提訴、事件を訴える権利に関しては、統一的な意見が採られました。

ただ、そこで当事者が、自分の申立てを取り下げたり、変更したり、補足したりする場合には、きちんとした厳格な規定が必要だという意見が出ました。民事訴訟法の第5条の中には、当事者がお互いに合意して訴えを取り下げ、お互いに合意している場合には、裁判所がそれを承認することになりました。いろいろありますが、正直に言わせていただければ、ベトナムの民度、国民の知的レベルは日本と比べてまだ低いです。おそらく日本において同様の場面で考えて、当事者間で訴えの取下げをし、また、お互い合意に至ったということを知れば、皆さんにとっては、事件はよい方向に向かっているなど感じるかもしれません。しかし、ベトナムの実際から見まして、ベトナムでは、一方の当事者が他方の強制を受けたり、又は脅されたりして、そこで嫌々ながら合意まで至ったり、又は取り下げたりする現実もあります。そういう実態があるので、法律の中では、当事者間で訴えの取下げがあったり、合意があったりする場合があって、それが自主的、任意であって、強制的でない、脅迫がない場合に限って、裁判所がその合意、取下げを承認することにしています。今の内容が民事訴訟法の第218条の第2項に規定されております。

また、当事者自らの訴えの変更及び補足に関する部分ですが、裁判所としては、一番最初の訴えの範囲を超えない部分までしか承認しないことになっています。それを超えている範囲の申立てをしているときには、別途の事件として提訴しなければなりません。これも実態から出てくるのですが、法律の透き間を濫用して、最初から大きな請求を出さずに、ごく狭い範囲の請求だけを出しまして、そして受理されてからその請求を徐々に拡大して、それによって訴訟費用を節約する、訴訟費用を免れる手段として使われてきました。それを避けるためにこの規定があります。

次の課題としては、関係当事者の証明義務の部分ですが、私たちにとっては、以前の国会令と比べてこの規定はかなり進歩した部分の1つだと思います。実際、民事訴訟法成立以前の国会令の段階では、現実的には裁判官が当事者の代わりに証拠の部分でいろいろな作業をしてきました。新しい法律では、当事者としては、自らの請求、申立てが妥当、合法的であることを証明するために、証拠の提出義務があります。これを実施が可能で、実施を保障するためには、ベトナムの事情にも合致するような規定を研究しなければなりません。

そこで、法律の規定としては、当事者が最大限の努力をしてもそれ以上の証拠収集が不可能な場合、つまり、その証拠がどこかのところ、第三者とか別のところに保持されている場合には、裁判所に申し立てて、その証拠などが収集できるようにしたわけです。今の内容は民事訴訟法の第85条、第94条のところに規定されております。

1つ言えば、日本の専門家の吉村先生と井関先生のコメントで、私としては非常に感銘を受けている部分ですが、残念ながらその部分は国会に認められなかった部分ですが、その内容としては、当事者の証拠を提出する期限を設けるべきかどうかという点です。そのような提出期限が設けられると、裁判所にとっては好都合になります。裁判所としては事件を処理しやすくなります。しかし、国民にとってはかなり厳しい結果になるかもしれませんし、場合によっては、国民が自分のミスでないのに、主観的なミスでないのに、国民が損害を被ることになるかもしれません。なぜかと言いますと、今のところ、いろいろな資料、証拠、

文書などを保持している国家機関が資料等を提供するようなことはまだ実際保障されていないのです。

例えば、1つ例を挙げますと、相続関係の事件で、相続人にとっては非常に重要な文書の1つは父方の遺言書です。その遺言書の保持も保管も保障されていないのです。また、その遺言書が、書かれてから長い間どこに保管されているのか、どこかに紛失してしまったのか分かりません。しかし、今言いました証拠を提出する期限を設けると、何日かのうちでこの遺言書をどうにかして探し出して、そして、きちんと遺言書どおりの相続分の配分を受けられるのは、なかなか当事者にとっては難しいことです。そうすると、結局、法定の配分を受けることとなります。固くそういうふうに規定してしまうと、最終的には相続人は裁判所が決定した判決に従わなければなりません。そして、その判決がもしも修正されなければ、結局その後、遺言書を発見しても正当なる権利を受けることができなくなるわけです。

そのために、民事訴訟法の中では証拠を提出する期限を制限しないことにしました。例えば、第一審が終わった段階で今のような場面で新しい証拠を発見した場合には、第二審、いわゆる控訴審を請求することができることになっています。場合によっては、判決が確定した後でも、当事者にとって有利な新しい証拠が発見された場合、その事件も監督審で再処理されることとなります。しかし、それにも期限というのがあります。そういう監督審の場合でも3年の期限、判決が確定されてから3年間と規定されています。

3番目の課題としては、保全処分の適用に関する部分ですが、民事訴訟法の制定の過程において、常に激しく議論された課題の1つです。つまり、事件を処理するため、また、その後判決を執行するのを保障するためには、事件を訴える前の保全処分の申立てが認められるかどうかという問題です。世界各国の多くの国でこの部分に関していろいろな規定があります。この部分が国会の審議の最終日まで持ち越されてきました。私たちとしても、このような規定を設けることにしますと、結局、裁判所の作業量も増えますし、また、裁判所にとっても大変な仕事になります。つまり、まだ何の証拠も揃っていない段階でこれを決定しなければならないということです。

ただし、今の国際化の要請においては、この規定がなくてはならない段階に来ています。ベトナム・アメリカ通商協定の第3章の第8条の中にもこの規定が入っております。また、近いうちベトナムがWTOに加盟するようになります。そうすると、今のような内容の規定も設けなければなりません。いろいろな事実及び専門家、吉村先生、井関先生のオンライン会議による意見、コメント又はスター・プロジェクト、これはBTAを実施するための支援プロジェクトですけれども、いろいろな意見を頂戴いたしまして、最終的に国会議員を説得して、最後の段階になって今の内容の規定が盛り込まれ成立しました。民事訴訟法の第99条の第2項の規定になります。

そして、4番目の課題としては、裁判所の決定に関する課題です。原則から言いまして、当事者間で合意があれば、裁判所はそれを容認しなければなりません。第187条の規定が設けられています。その合意が違法であったり、又は関係当事者の意思を反映していない場合を除いてという意味ですが、その内容は、民事訴訟法の第180条の規定です。場合によっ

ては、仮に第一審の判決が出た後でも、両当事者間でそれと別の内容の合意ができれば、第二審は第一審の判決を破棄し、その両当事者間の合意を承認することになります。今の内容が民事訴訟法の第270条の規定です。

そして、最後の課題として判決の効力ですが、原則として、確定判決については、関係当事者や利害関係者はそれを執行する義務を負うことになります。ただし、そこでいう判決債権者が執行を申し立てなければ、判決は執行されないかもしれません。ベトナムの事例を申し上げますけれども、当事者間で債権債務の関係が争いになり、債権者としては債務者に対しては債権があると主張し、しかし債務者としては全くそういう覚えがないという場合があります。そういう場合は、債権者が裁判所に対してその債権を認めるように申し立て、裁判所の決定によってその債権が確定されることとなりますが、それでも、実際そのお金の弁済を受けないことも結構あります。

現段階では、既に民事訴訟法は施行されています。しかし、民事訴訟法がきちんと正しく裁判官に運用されて、きちんと社会生活に定着するためには、今後のベトナム最高人民裁判所の役割が非常に重要となります。

そこで、例えば、裁判官の研修も実施しなければいけません。今のところ、ディストリクト級の裁判官の研修は行ってきました。また、民事訴訟法を実施するために、国会の常任委員会によって、関係する2つの国会令を編さんしなければなりません。1つは訴訟費用及び手数料に関する国会令、もう1つの国会令としては民事訴訟の活動における妨害行為に関する国会令です。

また、民事訴訟法の幾つかの規定においては、まだ、どちらかと言いますと、大まかな規定のものもありますので、今後ベトナムの最高人民裁判所の裁判官評議会として、より詳細にわたるような指導文書を決議という形で編さん、制定しなければなりません。例えば、第238条の判決書に関する条項ですが、法律では大枠ができて、その大枠から今後、判決書のフォーマットを作成し、そのフォーマットからいろいろな事例を想定して、それに対応できるような判決書も作成しなければなりません。作業は膨大です。私たちとしては今のところ、このような判決書のフォーマット作成とか判決書のサンプル集作成について、JICAから支援を受けています。私たちにとってはこの支援は非常に有意義な支援で、非常に貴重な支援だと高く評価しております。

皆様、時間の制限の中で、私としては民事訴訟法の大きな課題をまとめて今お話ししてきました。本当に皆様、御清聴ありがとうございました。また、これに対する皆様の質問などに対しても、いつでも準備ができておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

改めて、ベトナム最高人民裁判所の代表として、今日まで、ベトナムの破産法、民事訴訟法の編さん・制定における、日本の機関、個人の絶大な協力に対して心から感謝したいと思います。皆様の御健康を祈願して、私のあいさつと話を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官、どうもありがとうございました。

基調講演

「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」

吉村徳重 九州大学名誉教授・弁護士

井関正裕 関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士

【司会（廣上）】 それでは引き続き、吉村徳重先生と井関正裕先生から、「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」という題で御講演をいただきたいと思います。

吉村先生は、九州大学名誉教授、広島修道大学法務研究科の教授でおられ、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の座長として、日本側からベトナムに対して民事訴訟法の起草支援を行われました。

井関先生は、元大阪高等裁判所部総括判事であり、関西大学法科大学院特別任用教授で、弁護士もされておられます。また、ベトナム民事訴訟法共同研究会の委員として同様にベトナムに対する支援を行われました。

それでは、吉村先生、井関先生、よろしくお願いします。

【吉村】 それでは、ただいまから私と井関先生が分担して「ベトナム民事訴訟法の成立と法整備支援の評価」というテーマにつき、御報告させていただきます。

分担いたします領域は、基本的には、支援の経過において2人で分担しながら問題点を調査し、報告をしてきましたが、ベトナムの現地セミナーでもそういう形で担当いたしましたので、それぞれの分担した分野に従って報告させていただきたいと思っております。それでは、座らせていただきまして、御報告させていただきます。

（Ⅰ ベトナム民事訴訟法立法過程と法整備支援との関係）

まず、私のレジюмеがございますが、そこに記載しております最初の立法過程の経過につきましては、既にフォン副長官のレジюмеの中に詳しく書いてございます。したがって、私は、時間の制約もございまして、その部分は基本的には省略させていただきたいと思っております。ただ、私ども、特に井関先生と私がいわばチームとして継続的に関与してきましたのは、2002年6月に初めてハノイの現地セミナーをもったとき以来でございまして、その後、2003年8月及び2004年3月の現地セミナーを経て、最終的には、先ほどのお話に出ておりました遠隔テレビ会議を通じてベトナム側立法担当者と議論をした2004年3月下旬までであり、2年足らずの期間であります。

フォン副長官のレジюмеにもありますように、もともとベトナム民事訴訟法の立法が始まりましたのは1993年でございまして、制定に至るまで10年余りの年月が経過しております。その間、いろいろな草案が第1次草案から次々に様々な議論を経て作成され、私どもが関与しました時期には第7次草案を検討していたときでございました。したがって、私どもが現地に参りましたときには、第7次草案についてあらかじめ検討した内容を



踏まえて報告をしたという経過がございます。かなりの議論を経た上で、ベトナム側が作成したかなり大部な草案があるということを前提として、ベトナム側から求められた論点について報告をしてきたわけでございます。それから2年足らずの間にやり得た成果がどの程度あったのかということが問題の焦点になるかと思えます。

（Ⅱ ベトナム民事訴訟法の基本的手続構造）

そこで、早速、中心のテーマである、ベトナム民事訴訟法の基本的な手続構造がどのようになっているのかという課題から説明させていただきたいと思えます。

（1 規定範囲の広範性と基本原則の多様性）

第1に、民事訴訟法の規定範囲の広範性と基本原則の多様性という項目についてお話をすることにいたします。

まずは、民事訴訟法の規定範囲が非常に広いということを述べさせていただきます。既にフォン副長官のお話にもございましたように、訴訟事件、非訟事件のみならず、保全処分、つまり緊急保全処分であるとか、判決・決定の執行、外国判決・決定・仲裁判断の承認・執行、それから、涉外事件についての手続あるいは司法共助などを始め、それ以外にもかなり広範な範囲に広がった規定でございます。

ついで、こうした広範な領域につきまして、基本的にどのような審理原則に従って処理していくのかということが第1部総則の第2章基本原則として規定されております。したがって、広い範囲にわたる問題の基本原則ということですから多様にならざるを得ないわけであり、民訴法第3条から第24条にわたって規定されております。例えば、今回私が特別に取り上げようとしております当事者主義と職権主義との関係については、処分権主義に関する規定として、訴権（第4条）や自己決定の原則（第5条）、弁論主義に関する規定として、証拠提出・証明責任と職権証拠収集に関する基本原則（第6条）があります。

（2 当事者主義と職権主義との関係）

そこで、第2に、当事者主義と職権主義との関係の問題に移りたいと思えます。結論的には、先ほどフォン副長官から詳しく説明していただきましたように、当事者主義の原則を大幅に認めるということになったわけでございます。もともとは、当事者主義、特に当事者の証拠提出責任と裁判所の職権証拠収集がどういう関係だったのかといいますと、従来の民事、経済、労働事件の手続に関する3つの国会法令では当事者主義を原則とするけれども、必要に応じて裁判所の職権探知が認められるという規定でありました。要するに、従来の手続では両者の関係は必ずしも明確ではなかったわけですが、その点につき当事者主義を原則とし職権主義は法の定める場合に限り認められるとして、非常に明確にしたということが、新しい民事訴訟法の大きな特徴であると思えます。

若干その内容について大枠を御説明いたしますと、まずは、処分権主義に関します訴え提起権について第4条が規定しております。さらに具体的には第161条で、自分の権利について訴えを提起する権利があるということが原則であることを規定した上で、特に他人の権利について訴えを提起できる場合というのは、先ほどフォン副長官の説明にもありましたように、婦人団体や労働組合などの社会的団体について特に法によって認められた場合に限って

訴えの提起ができるという規定を第162条に置いたわけであります。ある意味では、我々が法定訴訟担当と呼んでいるものを団体訴訟として法が定めたケースに限定して認めたといつてよろしいかと思ひます。

それから、自己決定の原則についても先ほど詳しい説明がございました。これは、訴えの提起はもちろんです、訴えの変更、取下げ、和解についても基本的にはこれを認めると規定しております(第5条第2項)。もっとも、訴えの変更については先ほどの説明のような制約がありますけれども(第218条第1項)、そういう原則を確立したわけであります。とりわけ特筆すべきは、従来ははっきりしなかった裁判所の審判の対象がどの範囲に及ぶのかという問題でござひます。この点について、私どもが申立主義と呼んでおります原則、つまり、訴えによって当事者が申し立てた範囲についてしか裁判所は審理・判決しないという原則を明記いたしました(第5条第1項)。その点は、後ほど再び説明することにいたしますが、特筆すべきであろうと思ひます。

次に、弁論主義と私どもが呼んでいる範囲の問題でござひます。まず、当事者の事実主張に関する弁論主義の原則について申し上げますと、一方の当事者の主張する事実を相手方が認め、あるいは否認しないような場合、これは自白として証明する必要がないという新しい規定を設けたということも特筆に値することだろうと思ひます(第80条第2項)。ただ、主張責任に関しましては、第9次草案ではかなり明確なその趣旨の規定を置いておりましたけれども、新民訴法ではその規定をあいまいなものにしたという結果になりました。この点も後で評価のところでお話をいたします。

それから、当事者の証拠提出責任あるいは証明責任の問題でござひます。この点につきましては、先ほどフォン副長官もおっしゃってましたように、従来は、むしろ裁判官が積極的に職権による証拠調べをして、当事者はそれに依存するという状況が一般的であったということであります。それを何とか変えたいという実務上の背景があつたと思ひますが、私どもも当事者の証拠提出責任を原則とすべきだということを再三にわたつて主張してきました。そのことが認められまして、当事者が申し立てた場合でなければ裁判官は証拠調べをすることができないという原則を採ることになつたと評価できると思ひます(第85条第2項、第94条第1項)。この点も、後で評価のところの説明したいと思ひます。

このように、当事者主義と職権主義との関連に関しましては、従来国会令の中では非常にあいまいであつたいろいろな問題が、基本的には当事者主義を原則として、裁判所が職権によって介入する場合というのは、特別に法定された場合でなければ認められないという原則が確立したということができると思ひます。

(3 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離)

第3の特徴であります準備手続と公判廷における審理手続の分離の問題でござひます。基本的に準備段階においては1人の準備裁判官が証拠収集を中心とした準備手続を担当し、公判段階では、さらに3名の合議体によって、その1名は裁判官、あとの2名は人民参審員という合議体によって公判審理をするという、はっきりとした区別がなされております。まず、準備手続段階では、訴状を受理した裁判所の長官の指名する裁判官が証拠収集手続を行つて

事件記録を作成して（第172・173条）公判審理の準備をする手続を進め、それから、これを受けて合議体による公判審理が行われる公判審理手続段階へと移行するわけですが、その両者の関係がどうなっているのかということが問題であります。

準備手続段階で裁判官が証拠収集を行う手続のやり方は、先ほど証拠提出責任について述べましたように、当事者の申立てがなければ、証拠収集としての証拠調べができないという原則がこの段階でも貫かれることとなります。したがって、当事者の申立てがない証拠について裁判官が職権で証拠調べをするということはありません。ただ、その証拠調べの手続でございますが、当事者や証人尋問などの尋問手続が特に問題になりますけれども、その手続自体は公開でもなければ、当事者の対席や対審が保障されているわけでもないのでありまして、この点をどう評価するのかということが問題になるかと思えます。これも後ほど説明します。

それを受けて公判廷における審理が行われますが、この審理手続は非常に整備されております。公判廷の審理手続はもちろん公開であり（第15条）、当事者対席手続であり（第199～201条）、当事者、証人、鑑定人すべての尋問手続についても交互尋問が保障される（第222～226・230条）という制度になっております。ただ、先ほどの準備手続段階で収集した資料、これは準備裁判官によって事件記録として作成されてはいますが、これをどう公判廷で利用するのかということが問題になるかと思えます。準備手続段階では裁判官による尋問手続については当事者対席の手続保障がないわけですが、そういう場合についてやはり規定を設けて、第227条ですが、供述内容が従前の供述と矛盾したり、あるいは準備手続で供述した証人が出廷しないなどの場合に限り公開するという規定を設けております。

したがって、その限りでは当事者の手続権が保障されることになると考えます。ただ、従来からベトナムでは準備裁判官が公判廷の裁判長になるという慣行がございます。それは現在も維持されておるようであります。そうしますと、準備裁判官はすべてのことを知った上で公判廷の裁判長になっておるわけですから、当事者の対席・対審手続ではないところで集めた証拠についてもすべてを知った上で公判審理をしますから、やはり問題は残るだろうという疑問があります。

（4 利害関係人の関係当事者化と確定判決・決定の対世効）

もう1つの問題は、利害関係人が基本的には関係当事者とされ、この関係当事者は自己の権利について訴えを提起した原告や訴えを提起された被告と基本的には同等の権利・義務を持つと規定されていることとあります（第56・58～61条）。そのことと確定判決・決定の効力について対世的効力を前提としているのではないかということ（第19条）との関係が問題になります。

まず、ここでの利害関係人は「関連する利益及び義務を有する個人、機関又は組織」というかなり広範なものを含んだ規定となっております。関係当事者から申し立てられたり、利害関係人自身が申立てをする場合に手続に参加することは当然であるとしても、そうした申立てがない場合にも、裁判所はこれらの者を利害関係人として手続に参加させなければならないということになっております（第56条第4項）。これが一体、当事者主義の原則とどう

関係するののかということが問題になるだろうと思います。

次に、確定した判決や決定の効力について、第19条がそれに関する規定を置いておりますが、これも、我々がいう既判力を含めた判決効の規定と理解するかどうかは問題だろうと思います。先ほど、フォン副長官は確定判決の効力について、関係当事者や利害関係人は判決を執行する義務を負うとして、執行の関係についてのみお話をされました。ただ、それ以外にこのような判決・決定の効力に関する規定はございません。私どもも支援過程において判決の効力に関する規定を設けるべきではないかという提案を再三いたしました。結局は実現されないままに終わっております。もし、この第19条の規定が一般的に判決や決定の効力を含む対世的な効果を認めたものと理解するとしますと、これもまた、当事者主義の原則との関係で問題になるかと思えます。その点につきましても、評価の点で後ほどお話を申し上げたいと思います。

(Ⅲ ベトナム民事訴訟法支援の評価)

さて、次にベトナムの民事訴訟法支援の具体的なやり方、ベトナム側の態度と私どもの具体的な支援のやり方をどのように評価するのかという問題に進みたいと思います。

(1 ベトナム側の立法政策と法整備支援対応の評価)

まず、ベトナム側がどういう態度をとっておられるのかということがテーマでございます。ベトナム側の立法政策がどういうものであったかということについては、先ほどフォン副長官から説明を伺いました。将来にわたって市場経済が一般化し、国際化が進展していくことに対応する立法である必要があるという長期的な展望と、それから、現状の下で当面の実務を踏まえて実現可能な立法をするという視点と2つの目的があるというお話だったと思えます。ただ、昨日の副長官との研究会では、この2つの目的のうち現実にはベトナム社会の現状を踏まえることが重要であって、当面5～7年の間の対応を考え、その後はさらに社会の進展に応じて改正をする必要があることを予測しているというお話がありました。しかし、私どもはこれまではこうした立法政策についていろいろ問いただすチャンスを持たないまま支援をやってきたというのが実際の状況でございます。それについて幾つか聞かされたことは、ベトナム側では、日本だけではなくてアメリカやそれ以外の国々からも法整備支援を受けておいて、そのような各国の経験に基づく法整備支援を選択的に参考にして立法するのだという基本的な方針があるということでございます。

そういう方針を前提として、基本的には、ベトナム側で起草した民訴法草案について、草案の内容がある程度固まった段階において、外国の経験を参考にした方がいいと考えたときにはその支援を要請し、そしてその場合にも、ベトナム側が問題にする論点について専門家のコメントを求めるといった態度をとっておられます。先ほど申し上げましたように日本側が関与したのは、まず、私どもより前に関与されたのが第5次草案の段階であり、私どもの関与は第7次草案からでございます。そのようなベトナム側の法整備支援に対する態度自体については、基本的なその国の政策の問題ですから、私どもがどうこういうことはできませんけれども、あえて、その点について何か申し上げるとしますと、まずは、立法政策についても実は根本的に議論をする機会がほとんどないまま今まで経過して、今回初めて確認

をしたという状況でございます。

それから、さらには、いろいろな国が支援している。結果的には、アメリカのスター・プロジェクトと国連開発計画（UNDP）による支援があったようでございますが、そういう各国の支援の状況がどうなのかということが私どもには全く分からないまま事実上は経過してきました。スター・プロジェクトについては支援活動の途中で長期専門家を通して提出された資料の一部を見せてもらいましたけれども、しかし、支援機関相互間ではお互いに連携をとって総合的な視点からどのように支援をしていくのかを検討するということは、実質的にはできなかったというのが実情でございます。

それは、基本的には私どもの支援をするやり方が、先ほど申し上げたようにベトナム側が提示された論点について答えるという方式で展開していったことによるといえるかと思えます。そのこととの関連で言いますと、論点提示方式というもののいわば長所と限界というものがあるだろうと思えます。

まず、長所としては、ベトナム側が立法過程においていろいろ議論をしてきたけれども、こういう点は外国の経験を聞いた方がいいと考えた論点に絞って私どもに提示されるわけですから、そういう論点に絞ってこちらも答えて、その点について時間をかけて議論をすれば、それが立法の中に反映されやすいという長所があると思えます。その1つの例としては、私どもが関与し始めたころから重要な論点として提示されてきました当事者主義と職権主義の関係があります。この点についてはベトナム側の問題意識を踏まえてかなり時間をかけて議論をしてきましたので、その成果が大幅に草案に反映され新民事訴訟法の中に結実したのであると思っております。

ただ、そういうやり方でやっていきますと、例えば、基本的な立法政策についてどう考えるのかということであるとか、あるいは民訴法全体を体系的に理解して、それが整合的な形で整備されているのかといった点が論点として提起されることには必ずしもならないという問題がございます。その例として、既にお話しました利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲に関する問題があります。この問題はベトナム側からは論点として提示されませんでした。日本側から問題点として指摘してきた論点であります。一方では私的自治を背景とした当事者主義を原則としながら、他方では利害関係人の強制参加や判決の対世的効力を認めることは体系的に整合しないという問題提起をしてきました。しかし、この点についてはベトナム側の問題意識が希薄だったためか、結局理解してもらったことにならず、民訴法に反映することにはなりません。

このようにして、2年足らずの間で私どもがいろいろと提案してきたものが、重点的に受けとめられた部分と、あまり論点として重要なものとは意識されなかった部分があつて、私どもとしては、もう少し時間があれば十分に議論をして理解してもらえたかもしれない部分があるというところが正直な実感であります。

（2 日本側の法整備支援の評価）

それに対する日本側の支援のやり方についての評価でございますが、私どもの反省も込めるわけですが、先ほど申し上げましたように、2002年6月から2004年3月ま

での非常に限られた期間で、あっという間に法律が成立したというのが私の現在の実感でございます。そういう中でやり残したことが非常に多いということでございます。

((1) 日本側の法整備支援体制)

日本側のベトナム民訴法整備支援活動は、既にそれ以前から、このプロジェクトとしては、フェーズ1(1996・1～1999・11)、フェーズ2(1999・12～2003・3)というふうに展開しておりました。私どもはそのフェーズ2の中ごろから関与したことになりますが、既にフェーズ1の段階で最初に1997年7月には日本から専門家がハノイに呼ばれてセミナーを持たれております。その次の年にもやはり同様に別の専門家が行かれてセミナーを持たれています。しかし、これらの現地セミナーでどういうことが議論されたのかという点については、私どもは全く知るすべがないまま、相互間の連携手続というものが全くないままにスタートし始めたという状況でした。短期専門家としてハノイに派遣する人材を確保することすら困難であった当時の状況からみて、そこまでの配慮をするゆとりがなかったのであろうと思われまます。ただ、日本側の支援活動が始まった最初の段階から支援チームがきちっと決まっていて、継続的にいろいろな方針を立てて支援をやっていたのであれば、もう少し違った結果になったのではないかという感はぬぐえないわけでありまます。

((2) 法整備支援の基本方針と具体的方法)

私どもの法整備支援の基本方針と具体的な方法でございますが、まず、基本方針については、最初は井関先生と私で何をやるのかということについて討議する間もなく支援活動を始めたという実情であります。実は、私は最初の支援活動のためハノイの現地セミナーに行く途中の空港で井関先生と初めて面会して知り合ったということでございまして、支援方針についてまず基本的に議論して確定するという時間的なゆとりもないままに関与を始めたというのが実情でございます。

しかし、一緒に支援活動をやっていくうちに、次第に私は将来を展望した長期的な視点に立って市場経済と国際化の進展に対応した立法を提案すべきであるという考えであり、井関先生は、実務家として、もう少し現状を踏まえた視点が必要ではないかという御意見であることが分かってきました。両方でそういう意見を交換しながら、結局はこうした2つの目的が必要であって、これをどのように調和した方法で支援活動をしていくのかということが我々の基本方針であることを2人で確認しながら支援をやってきたのではないかと思います。

次に、その支援の具体的な方法については、先ほどから申し上げましたように、ベトナム側から提示された論点についてコメントをするというやり方が中心でございます。しかし、現地セミナーやワークショップの場合には日数と時間が非常に限られており、論点全部について準備した内容をすべて十分に話せるのかということ、そういう時間的なゆとりがないという問題もございました。また、提示された論点に含まれていないが日本側が提案をする必要があると考えた問題、例えば、先ほどお話しました確定判決の効力範囲の問題や利害関係人の関係当事者化の問題などについても、こちらは検討した結果をペーパーにして準備をしていくのですが、やはり十分に議論をする時間的なゆとりがなくなってしまうという結果となりました。話題となったテレビ会議はそのような時間切れを補うために急遽用意してもらった

試みでしたが、遅きに失したという感を否めません。現地における支援活動は実際にはこのような形で行われてきましたが、時間が足りなくなった問題につき、やっぱり補充をする必要があると考えたときには、その後になって、それぞれの担当者がペーパーコメントを作成してベトナム語に翻訳してもらったものをベトナム側に送ってもらうという努力もいたしました。

他方、2002年の9月から10月にかけてベトナム民訴法草案の起草班を中心とする12名ぐらいのメンバーについての本邦研修が行われ、私どもと前後2週間にわたって、第7次草案についての検討会を持ちました。この検討会では、現地セミナーで取り上げた論点（例：管轄、検察院の役割、当事者主義と職権主義、証拠法、確定判決の効力、和解、上訴、再審・監督審など）だけでなく、それ以外の論点（例：保全処分、涉外手続、公示催告など）についても、朝から晩までじっくりとひざをつき合わせて議論をしました。したがって、このメンバーの中心的な人々には日本側の提案を十分に理解してもらったと思いますが、それがどれだけ立法過程に反映したかについては私どもとしては知るすべがございません。ただ、その後になりました第9次草案には、第7次草案について現地セミナーと本邦研修で行った私どもの提案がかなり幅広く採用されて、その限りではいい草案が出来たと考えられますので、ある程度成果があったのではないかと考えております。

（3 ベトナム民訴法の基本的手続についての日本側提案採否の評価）

最後に、先ほど留保いたしましたベトナム民事訴訟法の基本的手続についての日本側の提案と、その採否状況について、若干のお話をさせていただきたいと思っております。

（（1）当事者主義規定の拡充とその不徹底）

まず、レジュメの最初に書いておりますように、当事者主義の原則が大幅に拡充されたということができると考えます。当事者主義の原則を具体化した規定を新しく設けたことでもあります。そのような規定は第7次草案の段階ではほとんどありませんでした。先ほど申し上げた申立主義（5-1）であるとか、自白法理（80-2）であるとか、そういう基本的な当事者主義に関する条項が第9次草案から出てきました。それから、証拠提出責任の原則を、当事者が証拠を提出しなければならないというだけでなく、これが不十分である場合には不利益を甘受せざるを得ないという条文も付加されることになりました（6, 79-1・2・4, 84-1など）、当事者主義の原則がかなりの形で拡充されたことができます。

（① 訴えの提起権）

具体的に見てみますと、まず、訴えの提起権の問題については、従来は、先ほどの副長官のお話にもありましたように、検察院が訴えを提起すること（起件）を認めたり、それから関係団体も訴えを提起することができるというように、権利主体の訴え提起権についてかなりの制約がありました。この点については、まずは検察院の訴え提起権については、これを廃止するという結論になりました（第21条第1項、第161・162条参照）。もう1つは、国家的な機関や社会組織などの訴え提起の問題につきましても、162条が具体的に、家族や児童機関、婦人団体など、法定された団体が法定された家族事件について訴えを提起する

権限があるという規定を置き、労働組合がやはりこれも法定された労働事件につき訴えを提起するとすることができるという規定をおいている場合に限って、第三者の訴え提起権を認めることにしました。言い換えれば、法律が明記する場合にのみ、団体訴訟なり、あるいは法定訴訟担当に相当する訴え提起が認められたということであります。

これは、当事者主義の原則をこのようにして拡充して、原則的には他人の権利については提訴権を認めないこととし、ただ、その権利が私的な利益だけではなくて社会的あるいは公的利益に関するとして法定された場合にだけ社会団体などの訴え提起権を認めるという規定でありまして、日本側の提案が採用された部分であると評価すべきであろうと思います。

(② 自己決定権の原則 (処分権主義))

それから、処分権主義についても、ベトナム民訴法第5条では自己決定権の原則と規定されておりますけれども、この自己決定権の原則もこれを徹底したということができます。まず、先ほど申し上げた申立主義を認めて提訴の範囲に限って審判ができるとする趣旨を第5条第1項に規定いたしました。これも日本側の提案が採用されたものとして評価いたします。ただ、訴えや申立ての範囲を特定して裁判所の審判の対象を明確にするために、訴状や申立書によってこのような審判の範囲を特定するに足るような記載事項を私どもは具体的に提案をしてきましたが、これは結局採用されませんでした(第164条第2項g・第312条第2項d参照)。しかし、この点につきましては法規の解釈・運用の問題でありますから、先ほど副長官がおっしゃってございましたように、今後は最高人民裁判所の裁判官評議会が、解釈・運用のやり方の基準を定める指導文書を評議会決議という形で充実させていくといっておられますので、そういう運用に任されるのであろうと思います。

(③ 弁論主義)

それから、当事者による事実主張につきまして、先ほど自白法理が認められたというお話をしました。これは日本側の提案が大幅に採用された1つであろうと思います。その点に関連しまして、第9次草案では同様の立場から、当事者の主張責任を非常にはっきりと定めた規定が新設されておりました(第9次草案第69条第1項、第93条第4項、第94条第4～6項など参照)。そして、これは事実と証拠を区別する趣旨を前提とした規定であったということができます。これは、私どもが具体的に図示までして起草班の担当者と十分に議論しましたので、その段階ではこういう規定が設けられたのだと思います。しかし、その後、昨日のフォン副長官との話し合いにおける説明によりますと、第9次草案までは起草班が外国の経験を集めることによって主に法律専門家として彼らなりのレベルで法案を作成してきたが、第9次草案から初めて編集委員会が関与するようになって、第9次草案から第10次草案になる過程では、非常に高いレベルで改正されるようになったということですから、そんな細かいことまで規定する必要はないということに変更されたのではないかと思います(第58条第2項a、第79条第4項、第80条第2項など参照)。

したがって、一方では自白法理の規定(第80条第2項)があるわけですから、今後は、これらの事実主張に関する法規もその解釈運用上の問題として、先ほどの最高人民裁判所の裁判官評議会決議という形で、具体的に請求原因事実や抗弁事実というような区別の仕

方などについての基準が作られていくのではないかと考えております。第79条第1・2項に規定されております証拠提出・証明責任の分配の問題もこれに関連するわけですが、こうした主張事実の区別を前提とする規定として解釈・運用されるようになることを期待しております。

それから、当事者の証拠提出責任の原則につきましては、非常に徹底した規定がなされております(第6条第1項, 第58条第2項a, 第79条第1・2・4項)。その上で、裁判官、具体的には準備裁判官の証拠収集との関連については、まずは基本原則の規定である第6条第2項において、裁判所の証拠収集は本法の定める場合に限ると規定しました。次いで、第85条第2項において、当事者が自分自身では証拠収集ができず、証拠収集の申立てをしたときには、裁判官は証拠収集の手続をとることができるという規定を設けました。

したがって、この第85条第2項の規定の趣旨を第94条第1項の規定と関連して解釈すれば、当事者が具体的な証拠を指示して証拠収集の申立てをした場合にのみ、裁判官は証拠収集としての証拠提出命令や証拠調べをすることができるということになったわけです(第94条第2項, 第85条第2項)。この点についても、これらの規定だけではその趣旨が不明確なところがありましたから、昨日のフォン副長官との研究会において、議論の上、確認することのできた立法趣旨の内容であります。これは当事者主義を最も徹底した規定であると理解することができると思いますので、日本側の提案が全面的に採用されたと評価しております。

ただ、日本側の提案の中には、実は、最初に申し上げましたように、民事訴訟法の守備領域、適用領域が非常に広いわけですから、家事事件であるとか非訟事件であるとか、いわば単に個人的な利益だけではなくて、社会的あるいは公的な利益も絡むような事件についても、当事者の申立てだけによる証拠収集でいいのかという日本法の立場からの問題を私どもは提起してきました。しかし、そういう事件についても裁判所の職権による証拠収集を認めるという例外規定は定められないことになったわけでありまして。この点につきましても、昨日フォン副長官と議論をしました。フォン副長官のお話によりますと、もしそういう場合に裁判所の職権探知を認めることにすれば、当事者は裁判所に任せっきりになってしまっても何もしないということになる。それじゃ逆効果だからそういう規定を置かなかつたのだというお答えでした。なるほど、そういう現状を踏まえた立法的な決断があったのかという意味で何となく納得したわけでありまして。

((2) 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続の分離)

次のテーマは準備手続と公判審理手続の関連でございます。先ほど申し上げましたように、公判審理手続は私どもの提案のほとんどが採用され、あるいはアメリカの影響もあったのかと思っておりますが、公開、対審、交互尋問等の手続を保障する規定が整備されております(第15・197・199・200・222~226・230条)。それからまた、当事者の冒頭陳述と尋問の手続とをはっきりと区別する手続を導入しました(第221条と第222条以下)。この区別は草案段階でははっきりしないまま、最初から裁判官の尋問、裁判合議体の尋問から始まるような手続だったのですが、当事者の冒頭陳述と当事者の尋問手続とをはっきりと

区別する手続となり、さらに、当事者の最終弁論も保障する手続となりました（第232～234条）。そういう規定はほとんど日本側の提案に沿うものであって、積極的に評価できると思います。

ただ、先ほども問題提起をいたしました準備裁判官による準備手続については、当事者の申立てによる証拠調べであっても、特に人証である当事者や証人・鑑定人尋問のときなどは当事者が対席しないまま裁判官だけが行うという尋問手続でありますから、やはり問題が残ります。特に先ほど申し上げた準備裁判官が合議体の裁判長になるという慣行が今でも継続されており、今後も続くだろうと思われまので、そうしますと、当事者の手続保障については配慮する必要があるのではないかと思います。

そういうことで、私どもは特に裁判官の証拠収集としての当事者・証人・鑑定人尋問手続については、当事者の対席する手続保障規定を置くべきであるという提案をしてきました。しかし、この提案は結局採用されませんでした。十分に理解されたのかどうか分からないところもありますが、理解していただけなかった結果として採用されなかったのだらうと思います。

また、準備手続では当事者対席の下での人証の尋問手続が認められないとするのであれば、当事者の対席・対審が保障される公判審理手続に留保すべきではないかという提案もいたしました。すなわち、準備手続段階においては、人証以外の当事者陳述書などの書証その他の物証については、当事者が提出するか、あるいは提出命令によって所持者に提出させることによって証拠収集手続をするけれども、人証尋問については、準備手続段階ではその申立てのみを受け付けて、公判審理手続において初めて当事者・証人・鑑定人尋問をするという制度にしたらどうかという提案であります。そして、裁判官は準備手続段階で収集した書証などの物証を参考として当事者対席の下で争点・証拠の整理を行い、必要な争点について必要な人証に限って尋問手続をする集中的な公判審理を進めるための準備をするという制度にしたらどうかという提案もいたしました。しかし、時間の制約もあったかと思いますが、こうした提案も結果的には採用されないままになったというわけでございます。

（（3）利害関係人の関係当事者化と確定判決の効力範囲の問題）

（① 利害関係人の関係当事者化の問題）

最後の、利害関係人と判決の効力範囲の問題でございますが、まず、利害関係人が広い範囲で関係当事者として手続に関与させられることになるというお話は最初に申し上げました。当事者が訴えを提起する場合には、訴状には被告のほかに利害関係人とこれらの者に対する申立事項を記載することが要求されておまして（第164条第2項d～g号）、最初から利害関係人を含めて訴訟をするという考え方が基調になっております。そのように当事者が最初から利害関係人に対しても申立てをした場合、あるいは逆に利害関係人自身が当事者に対して申立てをして参加する場合には、利害関係人も含めた共同訴訟となることは認められると考えられます（第56条第4項前段）。しかし、そのような申立てがない場合には、裁判所が利害関係人を手続に参加させるという規定を設けているのですが（第56条第4項後段）、それは当事者の自己決定の原則とは矛盾するのではないかという理由から、この部分は削除

したらどうかというのが私どもの提案の内容でございます。この提案は結局採用されなかったわけですが、これも最終段階で具体的には最後の現地セミナーとテレビ討論でも議論をしたのですが、提案を採用するために十分な検討をする時間がなかったのだらうと思います。

それから、こうして手続に参加する利害関係人は原告・被告とともに関係当事者と名付けられて（第56条）、基本的には原告・被告と同じ権利義務を持つと規定されており、一定の特則（訴えの取下げ・変更や請求の認諾・反訴提起など）を除き、原告・被告と同じ権利義務を持つことが前提になっております（第58～61条参照）。しかし、同じ利害関係人といっても、利害関係の程度が様々であるのにそれでいいのかという疑問がやっぱり出てきます。原告や被告と同じような利害を持つ利害関係人と、日本法の補助参加人と同程度の利害を持つ利害関係人とで同様な権利義務を認めるというのは問題ではないかという疑問であります。したがって、訴訟参加人の地位についても日本法の共同訴訟的参加人と補助参加人のような区別をすべきではないかという提案もいたしました。これも採用されませんでした。

（② 確定判決の効力範囲の問題）

次は、確定判決・決定の効力範囲、つまり、主観的範囲と客観的範囲の問題でございます。これらの問題については再三にわたって指摘し、提案もしてきたにもかかわらず、問題点を明確に認識してもらったのかどうかいまだに定かではありません。確定判決の効力の主観的範囲については、当事者主義の原則によって審判の基礎となる事実や証拠も当事者の提出した範囲でしか考慮しないという原則であるならば、その結果としての確定判決も当事者に限って相対的効力を生ずるとというのが筋じゃないのかということになります。なのに、絶対的にだれでも確定判決を尊重しなければならないという対世的効力を生ずるということは、体系的にも整合性があるとはいえないということになります。

また、客観的範囲につきましても、訴訟物となった請求について審理判決をするのだから、確定判決の既判力（拘束力）は、訴訟上の請求についての判断にのみ生じ、その前提としての理由中の判断には及ばないと規定する必要があるという提案をしてきましたが、これも採用されませんでした。

さらに、条文を細かく検討してみますと、証明を要しない事実の中に、判決の中でいったん認定された事実は証明を要しないと規定されています（第80条第1項b号）。この判決というのは、あらゆる判決を含んでおり、裁判所がいったん判決理由中で行った事実の判断については以後いかなる訴訟においてももう争えないという拘束力を生ずることになります。これでは客観的にも主観的にも限定のない判決中の事実判断の拘束力を認めることになって、不合理であるから削除すべきであるという提案をしましたが、この提案も採用されず、問題の規定はそのまま残ることになりました。

（③ 当事者主義の原則との矛盾）

結果的に、これらの問題は、結局は、私的権利についての私的自治原則の反映として当事者主義の原則を理解しますと、当事者主義の原則を徹底する規定をしたベトナム民訴法の立場とは矛盾するという結果となったのではないかと思います。

もちろん、私的利益だけではなく、社会的・公的利益も絡む家事事件や非訟事件については、

一方では、裁判所は職権探知をする権限を持つと規定するとともに（日・人事訴訟法第20条参照）、他方では、確定判決の対世的効力を認めた上で（同24条参照）、参加申出のない利害関係人に参加の機会を保障する決定ができるとする規定を置く必要があると思います（同15条参照）。しかし、ベトナム民訴法はその規定範囲が広範であるにもかかわらず、私的権利・利益に関する訴訟事件と社会的・公的利益の絡む事件との明確な区別をしないままに、一律に、審理手続についての同一の基本原則によって規律しようとしてきたために、今申し上げたような結果になったのではないかと考えております。

（IV 結語）

最後の結びとしての結語でございますが、再三申し上げましたように、ベトナム側から論点として提示された部分については、日本側の提案についても十分に問題意識を持って対応していただきましたから、十分に理解していただいて採用される結果となったところが多いということができると思います。ただ、論点として提示されなかった部分で、日本側が体系的に考えて、問題であると考えた点については、時間的な制約があったことなどのために、私どもが提案したことが必ずしも十分に理解していただけなかったということが結論であります。そのような経過が民事訴訟法の中には結果として現れておるといことであろうと思っております。

どうも、早口で時間の制約を考えながらお話ししましたので、分かりにくかったこともあろうかと思いますが、御清聴、ありがとうございました。

【井関】 吉村先生は主として当事者主義の側面をお話になりましたので、私はその反対の面から始めたいと思います。

ベトナム憲法第126条は、私的権利の保護のほかに、社会主義の合法性、社会主義体制の維持、人民の支配権の確保を裁判所と検察院の役割として規定しています。今回成立しました民事訴訟法でも第1条は民事訴訟法の目的を、社会主義体制の擁護、社会主義法制の高揚と国家利益の保護に資すること、国民に法を守るように教育をすることを、国民の権利の保護のほかに規定しています。

民訴法第1条の目的は、個々の規定に影響を及ぼしています。最も大きいのが監督審制度であり、次には検察官の司法監督制度であります。ここでは、監督審について、日本側のコメントと法案、成立した法律の御説明をいたします。

ベトナムでは日本流に言いますと、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の3級の裁判所があります。訴訟の不服申立ては二審制で控訴審までです。第一審が高等裁判所のこともありますので、このときは最高裁が控訴審となります。この二審制の手続が尽きたときに判決に法定効力が生じます。日本的に言えば確定したこととなります。しかし、このように法的効力を生じた判決について、法適用の誤りがあるときは判決を破棄できる手続があり、それが監督審と呼ばれています。監督審の大きな特徴は申立権が判決当事者にはなく、最高裁長官と検事総長だけにあるという点です。その他、申立期間が判決効力発生から3年と長く、当事者に公判立会権がなく、公判が公開されないこともあるというものです。

この制度は従前からあった制度ですが、今回の改正案にも現れました。ベトナム側は監督

審制度を存続させるつもりの方でしたので、私たちはベトナム側から積極的に意見を求められたわけではないのですが、4つの具体的な提案コメントをいたしました。

第1は、監督審申立権者が最高裁長官と検事総長だけというのはまず置いて、当事者に検事総長、最高裁長官に監督審請求をするように申し出る権利を認め、この申出があったときに限り、最高裁長官、検事総長が監督審請求をできるというものでした。監督審は当事者が判決に満足していても判決を破棄するという制度でしたので、このような提案で当事者主義を取り込もうとしたものです。2つ目は、監督審請求期間の大幅な短縮による当事者の地位の早期安定であり、3つ目は、当事者に公判立会権と弁論権を認めること、4つ目は、監督審公判を公開することでした。

これらのコメントは SPC（最高人民裁判所。以下同様。）の草案に取り入れられました。最終の第12次草案では、当事者に申出権を認め、この申出がなければ最高裁長官、検事総長は監督審請求をすることができないことになりました。監督審請求期間も短くなりました。当事者は監督審公判に呼び出すものとされました。

ところが、最終的に国会はこの案を拒否したのです。当事者の最高裁長官、検事総長への申出権自体を削除し、当事者が満足している判決についても監督審を始められることになりました。監督審請求期間も3年となり、経済事件、労働事件については従前よりも長くなりました。当事者の公判への呼び出しは裁判所が必要と認めた場合に限られました。我々のコメントは起草者の SPC には受け入れていただけたけれども、国会では逆の結論が採られたということになります。

このように日本側のコメントが SPC には受け入れられたけれど、国会では拒否された例はほかにもあります。和解についての従前の法令や当初の改正案では、和解合意ができて調書に記載されても15日間は和解合意を撤回できることになっていました。この制度はカンボジアにもあるのですが、民法では成立した契約の撤回を許さないのと統一がとれないし、和解を積極的に勧めるのに妨げとなると思いましたので、そのようなコメントをしました。このコメントは SPC の草案には取り入れられましたが、最終的に国会はその案を採用しませんでした。SPC と国会の立場の差を感じさせられたことでした。

検察官の司法監督権は、法廷立会いが一部事件だけになった点で縮小されましたが、当事者が満足していても検察官が控訴できること、先に述べましたとおり検事総長は法的効力を有する判決の破棄を求める監督審請求ができることは維持されました。

次に、制度整備的な側面を日本の支援と関連させながら2つ御紹介します。

第1は従前の民訴法令になかった制度が導入された分野で、具体的には民事保全と訴訟手続における強制の分野です。保全処分は従前の民訴法令に条文が2つだけあり、民訴手続に付随する軽い制度と見られていました。ベトナム社会主義共和国はアメリカ合衆国との通商協定で知的財産権についてですが、保全処分制度を整備することを約束しました。それで2002年になってから民訴法草案の中に保全処分に関する規定を整備する方向となり、日本側は積極的にコメントを行いました。コメントは、保全処分類型を整備すること、特に知的財産権に関する仮処分の規定を明確にすること、保全処分発付の要件を明確にすること、

不服申立手続を置くこと、不当保全処分を理由とする損害賠償制度を置くこと、保全処分発付の際には担保を要求することなどを、具体的な改正内容を明示してコメントいたしました。これらの提案は今回成立した法律の中に取り入れられました。ただ、残っている問題といたしますのは、知的財産権に基づく仮処分であります。成立した民訴法では、知的財産権に基づく仮処分は保全処分の類型の中に加えられませんでした。もっとも、第102条の第12号に、行為を命じ、又は禁止するという仮処分が規定されていますが、この規定はあまりにも広過ぎて具体的に適用するのに困難を生じるかと思えます。あまりこの仮処分は出さないという考えかもしれません。また、このタイプの仮処分については、被保全権利の立証は必要でなく、担保も必要でないことになっているのも問題と思っています。

第2に新しい制度として、訴訟の進行を妨害した者に対する制裁が取り入れられました。従前は、証人が不出頭でも制裁がなく、刑事被告事件でする証人を勾引できなかったのです。法廷秩序維持の制裁もありませんでした。私たちは訴訟における制裁又は強制の問題を整理して紹介し、コメントを加えました。成立した法律では、証人の不出頭に対し、罰金を科するほかに勾引をできることになりました。文書提出命令に従わないときの制裁も規定されました。従前は訴訟当事者以外の者に対し制裁を加えることに躊躇をしていたようですが、そのバリエーションが解けたようです。しかし、逆に証言拒絶や文書提出拒否事由が定められなかった問題点があります。法廷秩序維持のための制裁も導入されました。裁判所にとって利用しやすい制度になったと思えます。

最後に、ベトナム側から日本の制度の紹介を求められて、ベトナム側では真剣に採用を検討したものの、結局は採用されなかったものについて申し上げます。

その1つは簡易な手続です。ベトナムではすべての訴訟に1つの手続が適用され、裁判は常に3人の合議体でなされます。重い制度です。SPCは1人の裁判官による簡易な手続の導入をしたかったようです。それで私たちは、簡易裁判所、簡裁判事、地裁における単独裁判官による裁判、簡易裁判所の簡易手続、少額裁判制度、支払命令、欠席判決、自白などの日本の制度を紹介しました。これらのうち単独裁判官による支払命令類似の制度と争いのない事件についての簡易な手続が草案に現れましたが、最終的には採用されませんでした。私たちもベトナム憲法が公判は合議体で行うとの規定があるので単独裁判官による処理は難しかろうと思っていました。しかし、自白、擬制自白のあるときは証拠不要との規定が置かれ、地裁レベルの管轄権が拡大されたので裁判所の負担軽減にはなると思えます。

2つ目に強い関心を持たれた日本の制度は調停であります。真剣に検討され、人民参審員に和解をしてもらう案も現れましたが、調停類似の制度の導入はありませんでした。

まだほかにもたくさんお話したいことがありますけれども、時間でございますので、これで終わりにさせていただきたいと思えます。

質疑応答

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

それでは、引き続き質疑応答に入りたいと思います。先ほどもお話しいたしましたが、フォン副長官がこの後、御退席されますので、フォン副長官に対する御質問がお有りの方は、この機会に是非お願いします。

既に立命館アジア太平洋大学の鈴木康二先生から御質問があるということでメモをいただいておりますけれども、よろしければ御質問していただけますでしょうか。

【鈴木（康）】 立命館アジア太平洋大学の鈴木と申します。

実際に今回の民事訴訟法が成立したということで、これから非常に便利になるかと思えますけれども、現実の日本の企業といいますか、外資系企業の業務としては実際どういう影響があるのかということ、少し具体的に想定したケースでお聞きしたいと思います。

いわゆる新民事訴訟法の成立前と成立後の消滅時効についてという質問です。ベトナムの外資系企業（ベトナム法人）と外国企業（外国法人）との間で、外国企業が外資系企業にサービス供給契約をしたとします。例えば、ホテルマネジメント契約があったとします。そのときに、新民事訴訟法が施行される以前においては、この本サービス供給契約は外国語による契約になるのか、ベトナム法における経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのかというのが、まず第1の質問です。

第2の質問は、それに基づいて、本サービス供給契約のサービスの対価、支払請求の消滅時効というのは、経済契約だからということで、経済契約の第6章に書いてあると思えますけれども、*ordinance on procedure for settlement of economic dispute* が規定するところの6か月なのか、それとも商事契約だということで商法が規定する2年なのかというのが、質問です。

今度は、民事訴訟法が施行された後の話についてなんですけれども、そうすると、本サービス供給契約というものは、いわゆる外国語による契約として認められる余地はあるのかと。それから、ベトナムにおける経済契約になるのか、それともベトナムにおける商事契約になるのか。

それに基づいて、最後の質問ですけれども、本サービス供給契約のサービス対価の支払い請求の消滅時効というのは、*ordinance on procedure for settlement of economic dispute* の規定するところの6か月なのか、それとも商法の規定するところの2年なのか、それとも、新民事訴訟法の第159条の第3項の、英語が規定するところの2年なのか、その他ベトナムの規定する格別の消滅時効なのか、それとも外国の法律によるところの、外国の法律に規定するところの消滅時効をも認めてしまうのか。特にこれは日系企業が関係することとして十分起こり得るような話だと思います。それから、ベトナムにおいてなされるサービス契約ということなので、ベトナム法の適用があるかと思えますので、どのように現実が変わるのかということについての質問として出させていただきます。よろしくお願いします。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。企業活動の観点からの御質問ですが、お答えいただけるのであればお願いしたいと思います。実体法に関する問題でもあり、仮に御回

答に時間を要するというのであれば、後回しということにさせていただきたいと思いますが、鈴木先生、よろしいでしょうか。

【鈴木】 はい。

【司会(廣上)】 それでは、申し訳ありませんが、ほかに御質問がございましたらどうぞ。

【杉浦】 名古屋大学の杉浦と申します。

今日は、フォン副長官の御講演をお聞きしまして、その中で民事訴訟手続における検察官の権限がかなり限定されたという御報告がございましたけれども、新しい民訴法典を拝見させていただくと同時に、先ほど井関先生の御報告にもありましたように、いまだ裁判の領域において検察官も一般監督制度が残っているということについて、1つ御質問したいということでもあります。

御承知のように、検察官の一般監督制度は旧ソ連圏でもありましたし、そして、ソ連の崩壊に伴って、取り分け裁判の領域における一般監督制度というものが大体廃止される傾向にあるわけです。その中でベトナムが今なお、こうした裁判の領域における検察官の一般監督制度を残さざるを得ない現状とは何か、それを副長官からお聞きしたいということでもあります。

以上です。

【フォン】 先ほどの鈴木先生の質問について、すぐ答えられる質問としては、まず、時効関係ですけれども、法律が変わっても時効に関する部分は何の変更もありません。それで、大原則としては、それぞれの分野の実体法というのがありまして、例えば、航海、マリン関係ならば航海法の実体法の規定にのっとる時効の部分、商業的取引の部分は商法の時効の規定にのっとってその時効が決められるのです。

ただ、今回の民事訴訟法の時効に関する、特に提訴、事件を訴える時効に関しては、まだ法律としてどこかに規定がない場合に、そこで初めて民事訴訟法の第159条の第3項の規定にのっとることになります。そうすると、この民事訴訟法が今年の1月1日から施行になっていますので、1月1日以降に取引等が生じた場合には、現行の民事訴訟法の時効の適用を受けることになります。そう言いますと、その関係、例えば、経済の取引に関しては、以前の場合、つまり1月1日より以前の場合には、その時効が6か月だったものが、今度新しい法律適用を受けるとなりますと2年の時効になるわけです。

ただ、ここでもう一度強調しておきたいのは、あくまでもその分野の実体法で、その時効の規定がない場合、初めて新しく制定された民事訴訟法の第159条の適用を受けることになるわけです。

2つ目の杉浦先生の質問です。検察に関する質問です。裁判や公判に参加するということですが、本当に、これを制定する段階で、お互い相手を説得して、自分の言い分が通るようになっていると激しく議論がされた部分です。そこで、検察院の出番というのは非常に限られていまして、2つの場面だけが規定されています。それは、証拠収集の場合に、裁判所がその証拠を収集して、その証拠収集は、客観性が疑問視されている場合に、初めて検察官がその公判に参加して、その証拠収集の客観性が問われる場面になるわけです。

もう1つの類型としては、検察院が第一審の判決並びに第二審の判決に対する検察院の異議申立ての場面です。異議申立てをした以上、検察官は公判に参加して、その申立ては根拠があるかどうかを主張しなければなりません。私が知っているところ、世界各国のある国で、もっといろいろな類型の事件に、例えば、公的な利益、国家の利益にかかわるときには、もっと検察官も関与するようになります。実際、民事訴訟法が今回制定される以前には、そのような類型の事件も検察官が関与するような規定もたくさんありました。条文を御覧になってください。第21条の第2項において類型テストは2種類に限られるようになりました。やはり、全体的な潮流にマッチするようにする意図があります。私の知っているところ、いろいろな国には民事事件とか家事事件とかは、全く検察が関与しないという国はたくさんあります。やはり、訴訟権を行使するのは刑事の場面だけです。それでも、それぞれの国の特殊性、特異性があるからだと思います。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。

【足立】 関東学院大学の足立と申します。

私は刑法を専門としておりますので、民事訴訟法はあまり知りませんが、ちょっと専門的なことをお尋ねします。先ほど井関さんがおっしゃってました監督審の話です。日本あるいはほかの国に、あまり監督審や監督裁判所というものはありません。ところが、私のつたない知識の中ですと、イタリアには監督裁判所というものがあります。そのようなイタリアの監督裁判所等を引き合いに出されて、作られたのではないかという気もしますが、その点はいかがなんでしょうか。

【フォン】 先生方もおっしゃっているように、我々は監督審というのですが、ほかの言葉で言うと、判決を破棄する裁判所という言い方もあるのですけれども、それでよろしいでしょうか。そういう場合があるのですが、ただ、ベトナムの場合と違ってところは、世界各国では当事者が申し立てたりして、それによって裁判官評議会がその申立てに対してその判決を破棄するかどうかを破棄裁判所で決めることとなりますが、ベトナムの場合は、当事者が、その監督審を裁判所とか検察院に対して提案するような形で申立書を出しまして、その申立てを許可する、認可する、容認するという意味で、初めてベトナムの最高人民裁判所の長官とか最高人民検察院の検事総長がその監督審を行うことになりまして、そして、その原判決が正しかったのか正しくなかったのかを判断し、それを破棄するか破棄しないかの形で決めまして、その原判決の本質の部分までを検討はしないのです。

以前の国会令、今の民事訴訟法の以前の段階では、第一審、第二審の原判決よりもほかの範囲までも監督審では審理することになっていたのですが、今回の法律の中では、あくまでもこの監督審は、第一審、第二審の原判決のままの精神を尊重し、場合によっては差し戻してベトナムの二審制の実施を保障するという意味で監督審が行われています。ということは、本質的には、その原判決が正しかったのか正しくなかったのか、それを真に審査するだけで、それもあくまでも最高人民裁判所の長官と最高人民検察院の検事総長の建議がなければそういうことは行わないわけです。

この監督審の評議会でもっとも高い権限を持っているのは最高人民裁判所の中の裁判官評議会
で、13名の裁判官から構成されています。そして、この監督審は非公開ではなく公開で行
われて、ただし、当事者の呼び出しは、必要の場合に当事者を呼び出して、つまり、新しい
事実などが出てきて、それを尋問するためには当事者を呼び出したりして、基本的にはその
監督審の建議の内容にのっとって審理が行われるようになります。

以上です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。予定時間が迫ってきておりますので、あとお
二人くらいをお願いします。

【松浦】 名古屋大学の松浦と申します。

検察官に関する議論は国会で行われたのかどうかというのが1つです。2番目は、その場
合の国会の審議は議事録の格好で記録に残るのかどうかという点、2点を教えていただけま
すか。

【フォン】 すべて国会で審議されている内容でありまして、正直に言いまして、ベトナム
の検察院の方はもっと関与したかったのです。つまり、2002年の検察院設置法によっ
ては、100パーセントすべての事件に検察が関与をするような規定があるからです。しか
も、ベトナムの実際の事情から、又はBTA（アメリカ・ベトナムの通商条約）とか、日本の
専門家の皆さんの意見などをまとめて、結局、先にも述べましたように、検察官はそこまで
しか関与するべきでなくなったわけです。すべて議事録に残っております。

また、公開的に今のテーマも国会で審議されていて、また、このような部分部分ですけれ
ども、非常に重要な部分に関しては、その個別の部分で表決がとられたわけです。その法案
の全部を一括して表決するだけではなくて、1項目ずつ重要な部分に対してです。いろいろな
ケースが国会の審議の場に提示されていて、そこで表決がとられるわけです。例えば、100
パーセント参加させるべきだという方に、何人ぐらい手を挙げていたのか、すべてそれぞれ
表決がとられたわけです。

【司会（廣上）】 それでは、もうお一人、御質問をどうぞ。

【鈴木（賢）】 北海道大学の鈴木と申します。

私は中国の法律を専門にしております、中国と比べまして、今回のベトナムの新しい民
訴法はより当事者主義的になっているという感じがいたします。中国の方が職権主義的な色
彩を強く残していると。

その上で、しかしまだ日本の専門家からすると当事者主義は不徹底であるという不満があ
るようですが、当事者主義を正常に機能させるためには2つのインフラが必要であろうとい
うふうに思っています。

1つは、訴訟当事者の挙証能力の向上ということでありまして、挙証ができなければ、結
局、権利を持っている者が救済されないということになりかねないわけです。そのことは、
司法制度自体に対する信頼を失わせることにもなりかねないということで、中国の場合も当
事者主義化に二の足を踏んでいるという実情がございます。当事者の挙証能力の向上とい
う点で言えば、もちろん弁護士の数と質が伴っているか、それから当事者が経済的にそれを依

頼する力があるかという問題があるかと思いますが。

もう1つは、情報の公開が進んでいなければ当事者が証拠を収集しようとしてもできないということです。結局、裁判所が直接行かなければ何もアクセスができないという現状があるならば職権主義的な証拠調べに頼らざるを得ないという現状が中国ではございます。そういうことが、ベトナムの場合に非常に妥協的な印象を受けますけれども、当事者主義化を徹底できない背景にどういうことがあるのかということをお伺いしたい。これが第1点でございます。

もう1つは、先ほど以来ちょっとお話に出ました裁判官評議会、それから下級の裁判所の場合には裁判官委員会というのが設けられているようですが、中国では裁判官委員会というのが各裁判所にごさしまして、再審や監督審のみならず通常の裁判についても、最終的な決定権限は直接審理を担当しなかった裁判官委員会が持っており、裁判官委員会の決定には合議体は従わなければいけないという制度的な仕組みになっておりますが、ベトナムの場合に、この裁判官評議会ないしは裁判官委員会が通常の具体的な案件処理に介入するルートを持っているのかどうかということについてお伺いしたいと思います。

【井関】 フォン副長官がお答えするところですが、通訳がされている時間を利用して今の質問の後半部分だけを、私の知っている限度でお答えします。ベトナムではそのような裁判官評議会が具体的な事件を指揮するということはありません。ただ、最高人民裁判所に限りましては、最高人民裁判所の各部がした裁判についての監督審は裁判官評議会が行うことになっていきますので、裁判官評議会はSPC各部の上にあるといえます。

後の問題はフォン副長官にお答えいただこうと思います。

【フォン】 なぜ、まだ100パーセント当事者主義を徹底していないのかと言いますと、やはりまだ幾つか、当事者が自分から証拠提出するのではなくて、裁判所がそれを助けて、出したり出させたりすることも残っているわけです。やはり、まず弁護士の問題です。以前、元法務大臣の三ヶ月先生と話したときには、ベトナムの人口8,000万人である場合には少なくとも2万人の弁護士が必要だという意見がありました。皆様、今のところベトナムの弁護士の数は3,500人しかいないのです。3,500人の大部分はいわゆる新米弁護士です。まだ卒業したてで、6か月ぐらいの研修しか受けていない者ばかりです。だから、民事事件で弁護士が関与している事件というのは、本当にパーセンテージも数えられないほどです。指折りのできるのです。つまり指で数えられるぐらいの事件の数です。

もう1つは、ベトナムの行政機関は官僚主義がまだ強いのです。例えば、国民がある行政機関に来て、何らかの証明書の交付を申し立てても、それは、なかなか難しい問題です。例えば、土地使用権だとか、住宅使用所有権だとかいうものです。もちろん、すべての行政機関がそうではないですけども、そういうところもあるということです。国民としては、実際私はその行政機関に行きましたけれども、なかなか発行してもらえなくて、それなら、私の代わりにどうか裁判所、お願いしますよということです。

もう1つは、多分、日本でも同じですが、それは個人のプライバシーとか企業秘密の場合もあるかと思いますが。例えば、離婚事件で、奥さんの方が御主人の所得を把握するために、

御主人の会社に行って、所得証明書、給料証明書を請求しても、なかなかその会社は交付しないだろうし、そういう場合は裁判所の命令がなければ多分提供しないでしょう。もろもろの理由がありますけれども、幾つか今挙げました。

先ほどの、裁判官委員会とか裁判官評議会については、裁判官評議会というのは、最高人民裁判所の中にありまして、裁判官委員会は、プロビンスレベルの裁判所の組織であります。例えば、1つのディストリクト級の裁判所の確定判決を監督審する合議体は、プロビンス級裁判所の裁判官委員会によって行われます。しかし、仮に、このプロビンスレベルの裁判官委員会の決定が正される場合、つまり間違っている場合、それを審議する権限があるのは、しかもその最終的な判断を国会でも変えられないのが、最高人民裁判所の中の裁判官評議会です。

【司会（廣上）】 ありがとうございます。

予定の時間をかなり経過しておりますが、せっかくの機会ですから、もし皆様の御了解を得られるのであれば、あとお二方に、既に手を挙げていただいていますので質問していただきたいところですが、よろしいでしょうか。

では、佐藤先生と金子先生をお願いします。

【佐藤】 名古屋大学の佐藤です。

今の問題、当事者主義の問題というのは、日本も100年前にドイツから法律を輸入したときに同じような問題がありました。結局、裁判が機能しないというために、調停というのが日本の伝統の中にあつたものですが、それを司法が近代化していきました。そして、それが民事調停制度という形で今日に至って、ある種1つの成功を収めていると思います。その点で、井関先生が最後に話されたことですが、調停制度を裁判所が採用するかということについて、非常に関心が高かったけれども、結局採用できなかったという点、この点、今後の展望を含めてお伺いしたい。

現実には、草の根調停、いわゆるトゥ・フォア・ザイという、和解組というふうに日本語に訳しますが、そういった調停が末端の行政レベルで行われているわけです。それは紛争が司法に行かないように、そこでブロックするような形で和解の強制になっているという現実もあるようです。そういう意味で司法がそういった調停に関与することによって、民衆レベルの正義というのが実現できるような可能性というものを新しく考えたいと思うのですが、この点、裁判所として今後どういうふうに取り組みされるのか、現実的なオプションとしてどうなのかという点、お伺いできればと思います。

【フォン】 ベトナムでは、訴訟へ持ち込む前の段階の和解、つまり国民レベル、末端レベルでの和解は非常に奨励されているのが実態です。それで、ベトナム的に言いますと、末端組織の和解に関する国会令というのがあります。そして、日本の法律で言うと調停委員というのですが、ベトナム的に言いますと、そういう国会令の中では和解委員というのです。これは全く裁判所が関与しない領域です。しかし、裁判所としては非常にそのシステムを歓迎し、奨励しています。裁判所としては、必要に応じて和解委員の知識を向上させるための研修なども行います。要するに、裁判所の負担を軽減したいからです。和解がたくさんあれ

ば訴訟に持ち込まれないからです。

我々が今考えているのは、今のような和解の形をもっと拡大して、和解・合意するだけではなくて、その後の執行も任意的に自主的にしてもらいたいと思っています。でなければ、和解の後、また紛争の形に持ち込んで、また、裁判所に持ち込まれる可能性があるからです。

そこで、新しい意見としては、今のような和解のシステムで両当事者の合意の調書を裁判所の決定で認可し、1つの法的な効力を持たせて、強制執行の効力も発生するようなものにしようという意見も出されています。一応、将来、規定になるように検討されている最中ですが、その点は皆さんも賛同して下さるかどうにお伺いしたい。

もう1つ、裁判での和解のシステムに関しては、以前の国会令などと比べると、かなり進歩したような規定が設けられたようになっていました。つまり、第一審の公判を開催する前の和解のための期日を設けることです。このように、いわゆる第一審の前の和解期日において、裁判官の能力が良ければ、おそらく和解が成立する事件の比率も高くなっていくと期待できると思います。

どうでしょうか、私の今の答えが先生の御質問にマッチしているのかどうかちょっとよく分かりませんが。

【佐藤】 ありがとうございます。そのとおりなのですけれども、今後、司法として、裁判所として、そういった行政調停調整を司法の一環として独立した形で取り込んでいくということはどうなのでしょう。確かに和解が成立すればそれは裁判所の負担も軽減していいのですけれども、当事者にとって不利な和解を無理やりさせられるということがあってはいけないわけですから、その和解の中で一定の正義を実現する必要がある。そういった法と合意のつまり和解の調整というか、折衷が必要になる。そういう意味で、そういう工夫がされるのかどうかということですね。

【フォン】 そういうので将来的には、末端組織の和解に関する国会令の規定の中に、裁判所が訴訟前の和解を認可するためには、やっぱりスタンスをきちんとする、つまり、合意に脅迫があったのか、片一方の当事者に不利が与えられているかどうかなど、いろいろ検討して初めてそれを認容するかしないかになるわけです。これも、認められる余地は、やはり民訴法の中に規定として残っておりまして、つまり、その他の民事事件、非訟事件を法律の規定しているところで裁判所が処理する権限は許されているという規定があるからです。

【司会（廣上）】 それでは、最後に金子先生、御質問をどうぞ。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

1つだけ非常に素朴なお尋ねをさせていただきたいのですが、吉村先生の御報告の中で、論点提示方式の支援になったということに触れられて、そういうお話を承りまして、この関連で副長官にお尋ねなのですけれども、今回の民事訴訟法の関係で、日本側へ協力が要請された論点のそもそもの浮上するきっかけについて、お尋ねしたいと思います。

想像するには、アメリカとの通商協定であるとか、それから地場の外国人弁護士であるとか、そういったブロックからの要請といった形できっかけが形成されているのではないかと、いった想像を働かせておりますけれども、実際にそのようなものであるのだろうかというこ

とです。

そして、副長官のお考えとして、日本がこういった論点の浮上過程のより早い段階で関与していくことを、今後そういった余地があるだろうか、あるいはそういった機会があるだろうかといった辺りもお尋ねしたいと思います。

【フォン】 特に、民事訴訟法の範疇だけではないのですけれども、例えば、我々が日本の専門家に対していろいろな論点に対してのコメントを求めているときには、あくまでも、例えば、民事訴訟法の編纂委員会とか起草班として、その段階ではまだいろいろな課題として残っていて、どうしても最後まで解決できないような課題がある場合には、諸外国の意見、知恵を伺うことになります。ただ、その諸外国の意見に関しても、その意見は、ベトナムの実際社会、ベトナムの今の国際化の時代に対応するためのニーズ、また、外国専門家の経験がうまく適応できるかどうか、そういういろいろなことを踏まえて、特にどこかの圧力とか何かを受けて、そういう論点が浮き上がったわけではないのです。ということで、特に何かを特定して意見を伺っているわけではなくて、準備段階でその当時の草案が、例えば、日本の専門家にも全部渡されて、その中でも我々としては、専門家も時間の制限があるので、特に強調してこの部分で是非意見をお伺いしたいのと同時に、ほかの部分で可能であればそれも是非コメントを頂戴したいというふうになっています。

もう1つは、もっと早い段階に日本の専門家に関与する余地があるかどうかですが、私たちにとっても非常に残念に思います。つまり、JICAの技術支援プロジェクトが昔からありましたけれども、法律分野においては、一番最初のベトナムのカウンターパートとしては、ベトナムの司法省の1機関しかなかったわけです。例えば、1995年のときにも私はベトナムの司法省の研修団の一員として、特に麻薬犯罪関係の刑法の研修のために来ました。おそらく我々の組織の名前、最高人民裁判所と聞いて、JICAもちょっと協力しにくいかと思って遠慮していたのかもしれないのですが、しかし、実際、我々といろいろな協力関係を持つようになりまして、日本の専門家も多分体験していると思いますが、最高人民裁判所としては常に日本の専門家の意見を尊重し摂取する姿勢ができております。先ほどお二方の先生もおっしゃったように、先生方のコメントのすべてを反映できないのは事実です。それは、ベトナムの今の事情、ベトナムの民度が理由でありまして、その一部分を摂取するという点から言えば、徐々に今後取り入れる部分もあれば、永遠に入れられないものがあるかもしれません。

例えば、判決書1つを例に挙げても、日本の判決書はまず主文がありまして、その他は認定とかがありますが、ベトナムの場合は逆になります。形はどっちにしる、最終的には国民の権利と利益をどう保護するのが大きな観点だと思います。どうでしょうか。

【司会（廣上）】 どうもありがとうございました。

まだ御質問したい方がお有りかと思えますけれども、何分もう時間がかなりオーバーしております。御了承願いたいと思います。

ここで、長時間にわたって質疑に応じていただいたフォン副長官に改めて拍手をお願いします。

【フォン】 最後に、この場をお借りしまして、今回の来訪団の代表並びにベトナム最高

人民裁判所の代表として、皆様、特に JICA を始め、法務省の法務総合研究所、関係機関、そして先生方に対して、心から感謝の意を表して、また、今後とも御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げ、あいさつを終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【司会（廣上）】 フォン副長官，どうもありがとうございました。

これで，前半を終了いたしたいと思います。休憩に入ります。

（ 休 憩 ）